許可証等書換え交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 薬局、医薬品販売業等の許可証等の記載事項に変更を生じたとき |
| 根拠法令 | 法律　第11条、第23条、第38条、第40条、第40条の７  施行令　第２条の３、第２条の８、第５条、第12条、第45条  施行規則　第４条、第10条の６、第21条、第28条、第142条、第149条、第155条、第178条、第196条の５  施行細則　第６条 |
| 提出部数 | 保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所）  保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：１部（保健福祉事務所）  保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部長野市保健所又は松本市保健所）  保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：１部（長野市保健所又は松本市保健所）  地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所） |
| 添付書類 | 許可証等の原本 |
| 手数料 | 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：２，１００円（長野県収入証紙）  長野市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業  （令和７年11月30日まで）２，０００円（現金）  （令和7年12月１日以降）２，１００円（現金） |
| そ の 他 | １．業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。  ２．配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。  ３．変更届書を同時に提出すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 許可証 | 書換え交付申請書 |
| 認定証 |
| 登録証 |
| 基準適合証 |
| 基準確認証 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務等の種別 | | |  | |
| 許可番号、認定番号、登録番号、基準適合証番号又は基準確認証番号及び年月日 | | |  | |
| 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所 | | 名称 |  | |
| 所在地 |  | |
| 変更内容 | 事項 | | 変更前 | 変更後 |
|  | |  |  |
| 変更年月日 | | |  | |
| 備考 | | |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、 | 許可証 | の書換え交付を申請します。 |
| 認定証 |
| 登録証 |
| 基準適合証 |
| 基準確認証 |

　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 長野県知事 | 殿 |
| 市長 |